

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

北見市上下水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります

「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※令和元年9月30日までに指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日まで

●指定更新の要件は**新規指定と同様**です。

○更新申請に必要な書類

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書
- ・誓約書
- ・機械器具調書(写真添付)
- ・定款の写し及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状の写し又は技術者証の写し)

○指定更新手数料

1件につき10,000円(非課税)

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送にて通知します。

なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◇更新申請についてのお問い合わせ

北見市上下水道局総務課 TEL:0157-25-1177